### 各都道府県知事 殿

厚生労働省医薬食品局長

医療用医薬品再評価に関し資料提出を必要とする 有効成分等の範囲(その54)について

標記については、薬事法(昭和35年法律第145号)第14条の5(同法第19条の4及び第23条において準用する場合を含む。)の規定に基づき、別添「平成16年厚生労働省告示第202号(再評価を受けるべき医薬品の範囲を指定した件)」をもって告示したので、その取扱いについては下記の諸点に御留意の上、貴管下関係各業者に周知徹底を図るとともに、円滑な事務処理が行われるよう御配慮をお願いする。

なお、今般の再評価は、平成 10 年 7 月 15 日医薬発第 634 号医薬安全局長通知により示した品質に係る再評価である。

記

#### 1.医薬品の範囲

- (1)医療用医薬品であって、次に掲げる成分を有効成分として含有する単味剤のうち、内用固形製剤のもの。
- 1) 塩化カリウム
- 2) d マレイン酸クロルフェニラミン (徐放性製剤を除く。)
- 3) シルニジピン
- 4) 塩酸キナプリル
- 5) イノシンプラノベクス
- 6) 塩化レボカルニチン
- 7) ヒドロキシカルバミド
- 8) 塩酸ファドロゾール水和物
- 9) 塩酸エピナスチン
- 10) トシル酸スプラタスト
- 11) フレロキサシン

#### 12) レボフロキサシン

- (2)次に掲げる成分を有効成分として含有する配合剤のうち、内用固形製剤のもの
- 1) メチルメチオニンスルホニウムクロリド・メタケイ酸アルミン酸マグネシウム・沈降炭酸カルシウム・重質炭酸マグネシウム
- 2) ヨウ化イソプロパミド・乾燥水酸化アルミニウムゲル・酸化マグネシウム・ケイ酸マグネシウム
- 2. 再評価を受けるべき者が提出すべき資料

溶出性に関する資料

3.提出期限

平成 16 年 7 月 12 日

#### 4. その他

今回の再評価指定に当たり、当該品目について再評価申請を行わない企業に対しては、速やかに当該品目の製造(輸入)承認の整理届を提出させること。

# 厚 生 一労 働 省告示第二百二号

す に る お 同 薬 場 項 61 事 合を 及 て 法 び 準 含む。 同法 昭 用 和 する場合を含む。 第十 三十五年法律第 の ·四 条 規 定 の五第三項 に 基づ 百四十五号)第十四 き、 の 、(これ 規 当 定に基づき、 該 50 医 薬 品 規 定を の 範 条 再 評 の 同 囲 並 法第十九条 五 価 第一 び を受け に再評 項 るべ 同 の 価 四及 き医 を受 法第十九条 薬 け び 第二十三条 品 るべき者が提出 の の 範 四 囲 を指 及び第二十三条 に 定 お すべ L١ L て た き資 準 の 用 で

平 成十六年四月十二日 料

及びそ

の提

出

期限

を

次

のように告示する。

厚 生 労 働 大臣 坂 力

## 医 薬 品 の 範 囲

薬 事 法 施 行 規 則 昭 和三十 六年厚 生省令第一 号 ) 第十八条の 四 の 二 第二 号に規定 する 医 療 用 医 薬

品 のうち、 別 表に 掲 げ る ŧ の

再評 価 を 受 け る べ き者が提 出す ベ き資 料

第

項

第

号

に

掲

げ

る

ŕ

当

該

再

評

価

に

係

る

事

項

が

医 学

上公

知で

あ

ると

認

め

られ

再 評 価 に 係 る 医 薬 品 の 資料。 有 効 成 ただ 分 の 種 類、 投 与 経 路 剤型 等 に 応 じ、 · 薬 学 薬 事 法 施 行 規 則 第 + 八 条 の 三

る 場合その他 資料の提出を必要としない合理的理由がある場合にお 11 ては、 その資料を提出するこ

二 提出期限

平成十六年七月十二日

別表

次に掲げる成分を有効成分として含有する単味剤のうち、 内用固形製剤のもの

1 塩化カリウム

2 d マレイン酸クロルフェニラミン(徐放性製剤を除く。

3 シルニジピン

4

塩酸キナプリル

6 塩化レボカルニチン5 イノシンプラノベクス

7 ヒドロキシカルバミド

8 塩酸ファドロゾール水和物

9 塩酸エピナスチン

10 トシル酸スプラタスト

11 フレロキサシン

レボフロキサシン

次に掲げる成分を有効成分として含有する配合剤のうち、内容固形製剤のもの

メチルメチオニンスルホニウムクロリド・メタケイ酸アルミン酸マグネシウム・沈降炭酸カル

シウム・重質炭酸マグネシウム

1

2 ヨウ化イソプロパミド・乾燥水酸化アルミニウムゲル・酸化マグネシウム・ケイ酸マグネシウ

厶

薬食審査発第 0412004 号 平成 16 年 4 月 12 日

各都道府県衛生主管部(局)長 殿

厚生労働省医薬食品局審査管理課長

医療用医薬品再評価に係る指定品目(その54)の溶出試験条件について

医療用医薬品の品質に係る再評価の溶出試験実施手順等に関しては、平成 10 年 7 月 15 日医薬審第 595 号医薬安全局審査管理課長通知により示したところであるが、医療用医薬品再評価に係る指定品目(その 54)の有効成分の種類、剤型及び含量別の標準的な溶出試験条件(試験液、回転数)及び整理番号については別添の通り定めたので、ご了知の上、貴管下関係業者に対し周知徹底方ご配慮願いたい。

別添 医薬品の範囲及び標準的な溶出試験条件(案)について

大学的の配例及の標準	<u> </u>	含量 試験液(pH)			回転数	整理番号
			基準液	_	(rpm)	
塩化カリウム	徐放性錠剤	600mg	水	1.2, 4.0, 6.8	50	5401A
d-マレイン酸クロルフェニラミン	散剤	10mg/g	水	1.2, 4.0, 6.8	50	5402A
	錠剤	2mg	水	1.2, 4.0, 6.8	50	5402B
	シロップ。用剤	2mg/g	水	1.2, 4.0, 6.8	50	5402C
シルニシ゛ヒ゜ン	錠剤	5mg	6.8	1.2, 4.0, 水	75	5403A
			0.1w/v%	。 ポ゚リソルヘ゛ート 80		
			添加			
		10mg	6.8	1.2, 4.0, 水	75	5403B
			0.1w/v%	6 <b>ポリソルベート</b> 80		
			添加			
塩酸キナプリル	錠剤	5mg	水	1.2, 4.0, 6.8	75	5404A
		10mg	水	1.2, 4.0, 6.8	75	5404B
		20mg	水	1.2, 4.0, 6.8	75	5404C
イノシンプ。ラノヘ゛クス	錠剤	400mg	水	1.2, 4.0, 6.8	50	5405A
塩化レボカルニチン	錠剤	100mg	水	1.2, 4.0, 6.8	50	5406A
		300mg	水	1.2, 4.0, 6.8	50	5406B
ヒト゛ロキシカルハ゛ミト゛	カプセル剤	500mg	水	1.2, 4.0, 6.8	50	5407A
塩酸ファドロゾール水和物	錠剤	1mg	水	1.2, 4.0, 6.8	50	5408A
塩酸エピナスチン	錠剤	10mg	水	1.2, 4.0, 6.8	50	5409A
		20mg	水	1.2, 4.0, 6.8	50	5409B
	カプセル剤	20mg	水	1.2, 4.0, 6.8	50	5409C
トシル酸スプラタスト	カプセル剤	50mg	水	1.2, 4.0, 6.8	50	5410A
		100mg	水	1.2, 4.0, 6.8	50	5410B
	シロップ。用剤	50mg/g	水	1.2, 4.0, 6.8	50	5410C
フレロキサシン	錠剤	100mg	水	1.2, 4.0, 6.8	50	5411A
		150mg	水	1.2, 4.0, 6.8	50	5411B
レホ゛フロキサシン	細粒剤	100mg/g	水	1.2, 4.0, 6.8	75	5412A
	錠剤	100mg	水	1.2, 4.0, 6.8	50	5412B
メチルメチオニンスルホニウムクロリト゛・	散剤	$50 \text{mg/g} \cdot$	水	1.2, 4.0, 6.8	50	5413A
メタケイ酸アルミン酸マク゛ネシウム・		400mg/g •				
沈降炭酸加シウム・		200mg/g •				
重質炭酸マグネシウム	A= 40	150mg/g				
ヨウ化イソフ゜ロハ゜ミト゛・	細粒剤	$3 \text{ m g/g} \cdot$	水	$1.2, 4.0, 6.8^{*1}$	50	5414A
乾燥水酸化アルミニウムゲル・		400mg/g •				
酸化マグネシウム・		100mg/g •				
ケイ酸マグネシウム		200mg/g				

装置:日本薬局方一般試験法溶出試験法第2法(パドル法) 試験液 次の試験液 900mL を適当な方法で脱気して用いる。 pH1.2:日本薬局方崩壊試験の第1液

pH4.0:酢酸・酢酸ナトリウム緩衝液(0.05mol/L)

pH6.8:日本薬局方試薬・試液のリン酸塩緩衝液(1 2)

pH6.8\*<sup>1</sup>: クエン酸緩衝液 水: 日本薬局方精製水

その他: 薄めた McIlvaine の緩衝液 (0.05mol/L リン酸ー水素ナトリウムと 0.025mol/L

クエン酸を用いて pH を調整)

以上、試験液及び回転数以外の溶出試験の詳細については、平成 10 年 7 月 15 日医薬審第 595 号厚生省医薬安全局審査管理課長通知「医療用医薬品の品質に係る再評価の実施手順等について」を参照すること。